

受動喫煙防止の取組の推進に関する条例

(前文)

たばこは、生産、販売活動等を通じた収益などの経済的な効果や、国や地方公共団体においてたばこ税収をもたらしている一方で、喫煙は、肺がんや虚血性心疾患、脳卒中などの疾患と、科学的証拠に基づき因果関係があるとされている。

受動喫煙については、喫煙の場合と同様に、肺がん等の疾患と因果関係があるとされ、さらに他人の快適な生活を妨げるおそれがあることから、県民の健康で快適な生活を維持するためには、受動喫煙の防止に取り組むことは重要である。

現在、国や県においては、受動喫煙防止対策に取り組んでいるところであるが、依然として多くの人が、飲食店や職場などで受動喫煙の機会があり、望まない受動喫煙により、健康で快適に生活することが妨げられるという憂慮すべき実態がある。

このため、さらなる受動喫煙防止対策の強化が必要であるが、その取組を効果的に進めていく上で何よりも重要なことは、受動喫煙がいかに関与し、健康に悪影響を及ぼすかということ、誰もが正しく理解し、県民一人一人が受動喫煙の防止のための取組を主体的に行っていくことである。

ここに、私たちは、県民の健康で快適な生活を維持していくため、県民や事業者など誰もが受動喫煙による健康への影響などについて理解を深め、受動喫煙の防止における県民等の気運を醸成することにより、受動喫煙の防止に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、受動喫煙の防止のための取組について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び施設管理者の責務又は役割を明らかにするとともに、受動喫煙の防止のための取組に関する施策の基本となる事項を定めることにより、受動喫煙の防止のための取組に関する施策を総合的に推進し、もって県民の健康で快適な生活の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「たばこ」とは、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。

2 この条例において「喫煙」とは、人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号において同じ。）を発生させることをいう。

3 この条例において「受動喫煙」とは、人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

4 この条例において「施設管理者」とは、複数の者が利用する施設（車両その他の移動施設を含む。以下同じ。）を管理する者をいう。

(基本理念)

第3条 受動喫煙の防止のための取組の推進は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすものであり、他人の快適な生活を妨げるおそれがあるという基本的認識の下に行われなければならない。

2 この条例に基づく受動喫煙の防止のための取組の推進に当たっては、望まない受動喫煙を生じさせることがない喫煙まで制限するものではないという理解の下に行うものとする。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する受動喫煙の防止のための取組に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、受動喫煙の防止のための取組に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責

務を有する。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する正しい知識の習得に努めるものとする。

2 県民は、県又は市町が実施する受動喫煙の防止のための取組に関する施策及び事業者又は施設管理者が行う受動喫煙の防止のための取組に協力するよう努めるものとする。

3 県民は、心身の成長段階にある子どもは受動喫煙による健康への影響が大きいことから、子どもが受動喫煙にあうことがないよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する正しい知識を習得し、その事業所における受動喫煙を防止するための環境の整備等に努めることによって、受動喫煙の防止のための取組における役割を果たすものとする。

2 事業者は、県又は市町が実施する受動喫煙の防止のための取組に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施設管理者の役割)

第7条 施設管理者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する正しい知識を習得し、その管理する施設における受動喫煙を防止するための環境の整備等に努めることによって、受動喫煙の防止のための取組における役割を果たすものとする。

2 施設管理者は、県又は市町が実施する受動喫煙の防止のための取組に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(普及啓発等)

第8条 県は、受動喫煙の防止のための取組を推進するため、受動喫煙に関する正しい知識の普及及び受動喫煙の防止に関する県民等の気運の醸成その他必要な施策を講ずるものとする。

(受動喫煙に関する教育の推進)

第9条 県は、市町及び学校その他の教育機関と連携し、子ども及び父母その他の保護者が受動喫煙に関する正しい知識を習得するための教育の推進に努めるものとする。

(市町や事業者等に対する支援)

第10条 県は、市町が実施する受動喫煙の防止のための取組に関する施策及び県民、事業者又は施設管理者が行う受動喫煙の防止のための取組を支援するため、情報の提供及び専門的又は技術的な助言を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、受動喫煙の防止のための取組に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。